

事 務 連 絡

平成 17 年 7 月 29 日

各府省独立行政法人評価委員会委員長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人評価委員会における「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準」の活用について（依頼）

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、平成16年度の役員の報酬等及び職員の給与水準についての各法人及び各府省の公表結果について、このたび当局でこれを取りまとめ公表しました。

法人の役員の報酬等については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条第1項及び第62条により、役員の業績が考慮されるものでなければならないとされています。また、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定。以下「方針」という。）において、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「各府省委員会」という。）は、各事業年度における業務の評価の一環として、報酬等の支給の状況が通則法第52条の趣旨に適合しているかについても評価を行い、必要があると認めるときは、法人に対し勧告することができるとされています。

また、法人の職員の給与については、通則法第57条及び第63条において、法人の業務の実績も考慮した基準を定めることとされています。また、「方針」において、法人は、職員の給与について、当該法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとし、法人の業績については、各府省委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとするのが適当であるとされています。

各府省委員会におかれましては、本年度の評価等に際して、この資料を有効に活用いただき、厳正な評価を行っていただくようお願いします。